

「Harmony 人員・機器の変更にかかる届け出方法」

1. 施設長・施設住所の変更

①を TPVI 管理委員会に送付

※施設自体の改築など大きな変更の場合は再現地調査が行われることがあります。

2. 担当責任者の変更

②を TPVI 管理委員会に送付

3. 術者の変更

1)新しい術者が術者認定を受けている場合

③を TPVI 管理委員会に送付

2)新しい術者が術者認定を受けていない場合

④と小児循環器専門医、循環器専門医または心臓血管外科専門医認定証を TPVI 管理委員会に送付
Proctoring を受講のうえ術者として認定されます。

4. 小児循環器専門医・循環器専門医・成人先天性心疾患専門医・心臓血管外科を専門とする医師・麻酔科医（代表者）の変更

⑤および小児循環器専門医・循環器専門医・成人先天性心疾患専門医にあってはそれぞれの専門医認定証を TPVI 管理委員会に送付

5. 心臓血管造影機器およびその設置場所の変更

⑥とハイブリッド手術室・カテ室の平面図（捜査室も含む）、ハイブリッド手術室・カテ室の新設機器（仕様書）、フロア全体の平面図（ハイブリッド手術室の場合のみ）、および機器、設置場所の様子が分かる写真数枚を TPVI 権利委員会に送付

※再現地調査が行われることがあります。

*まずはメール添付で下記にお送りください。

経カテーテル肺動脈弁留置管理委員会 j-tpvr-office@as.bunken.co.jp

*確定版は押印のうえ下記にお送りください。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

アカデミーセンター内

特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局内

TPVI 管理委員会